

南九州市告示第95号

認可を受けた地縁による団体の告示した事項の変更について

認可を受けた地縁による団体である田部田区自治公民館より、告示した事項に変更があったとして届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月6日

南九州市長 塗 木 弘 幸

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

(変更前)

氏名 前田 和人

住所 南九州市川辺町田部田3417番地1

(変更後)

氏名 東 千房

住所 南九州市川辺町田部田3921番地1

2 変更の年月日

令和8年4月5日

3 変更の理由

役員改選による変更